

事 務 連 絡

令和7年 4月1日

放課後等デイサービス事業所 御中

倉敷市社会福祉部障がい福祉課

個別サポート加算（Ⅲ）を算定する場合の取り扱いについて

平素から、本市の福祉行政についてご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、不登校の状態における障がい児に対して、学校及び家庭との緊密な連携を図りながら支援を行った場合の評価として、「個別サポート加算（Ⅲ）」が創設されました。

つきましては、本市の「個別サポート加算（Ⅲ）」の算定の場合の取り扱いについて、下記のとおりとします。

記

1 請求方法

国保連に請求してください。

2 提出書類

（1）個別支援計画の写し

（2）個別サポート加算（Ⅲ）算定に係る報告書

※3か月毎（前回提出から3か月）に提出してください。

※報告書には、支援した日時、内容を必ず記入してください。

3 提出期限

サービス提供月の翌月5日まで。

4 提出先等

倉敷市障がい福祉課へ郵送もしくは窓口で提出。

5 その他

期限までに提出書類が確認できない場合は返戻扱いとします。

問い合わせ先

倉敷市社会福祉部障がい福祉課 担当：森 草原

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

電 話 086-426-3305 F A X 086-421-4411

メール wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp